保存期間:10年 (2030年末) 令和2年10月27日

資 料 5-1

国税審議会議事規則等の改正について

国税審議会議事規則改正(情報通信機器による会議参加及び議決特例の導入)

国税審議会に関する法令上、会議の招集・議事については、「会長が<u>招集</u>し、<u>委員等の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない</u>」と規定(国税審議会令8条、国税審議会議事規則1条)されており、WEBによる開催や持ち回り審議に関する規定が明記されていない。

今般の新型コロナウイルス感染拡大のような不測の事態が生じた場合であっても、円滑に会議を開催し審議できるように国税審議会に関する法令を改正する必要がある。

国税審議会議事規則 改正(案)

(会議の招集)

- 第1条 会長は会議を招集する。
 - 2 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員に対し、情報通信機器を利用した会議の出席を認めることができる。
 - 3.4 (略)

<u>(議決)</u>

第2条 国税審議会令第6条第7項、第7条第6項及び第8条第1項の規定にある「議決」については、情報通信機器を利用して行われた ものも含むこととする。

(緊急時の議決特例)

- 第3条 会長は、特に緊急の必要があると認められるときは、情報通信機器その他の方法により議決を求めることができる。
 - 2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

税理士分科会議事規則改正(懲戒審査委員の推薦及び懲戒審査委員の審査に関する規定の改正)

税理士分科会の議事規則上、懲戒審査委員の推薦については、国税又は地方税の行政事務に従事する職員などとなっており、その職員は、国税庁長官官房総務課長及び総務省自治税務局企画課長とされているところ、当職が空席等の場合に、懲戒審査委員の審査へ出席が可能な方を柔軟に推薦できるよう改正する必要がある。

また、国税審議会議事規則の改正と同様の趣旨で、懲戒審査委員の審査についても改正する必要がある。

税理士分科会議事規則 改正(案)

(懲戒審査員委員の人員)

- 第4条 分科会の懲戒審査委員の推薦については、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうち から各二人ずつを充てるものとし、その選考については各分野ごとに次の方針による。
 - 一 国税又は地方税の行政事務に従事する職員 税理士の監督等の事務を所掌する国税庁長官官房総務課長及び総務省自治税務局企画課長の職にある者<u>又はこれに準ずる者</u>ニ・三 (略)

(懲戒審査委員の審査)

- 第6条 懲戒審査委員による審査は、懲戒審査委員の過半数が出席しなければ行うことができない。
 - 2 分科会長は、懲戒審査委員に対し、情報通信機器を利用した懲戒審査委員の審査への出席を認めることができる。
 - 3 分科会長は、特に緊急の必要があると認められるときは、情報通信機器その他の方法により懲戒審査委員の審査を行うよう求める ことができる。
 - 4.5.6(略)
 - 7 第三項の規定により審査された事項については、座長は次に開かれる懲戒審査委員の審査において当該審査の結果について報告 するものとする。